

条 例	規 則	審査基準
<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第二百五十条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定居宅サービスに関する基準</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する審査基準</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>十一 福祉用具貸与</p>

<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百五十一条 指定福祉用具貸与の事業者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス基準条例第二百四十条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス基準条例第二百四十条第一項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス基準条例第二百五十七条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防</p>		<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員に関する事項(<u>基準条例第二百五十一条</u>)</p> <p>① 福祉用具専門相談員の範囲については、<u>介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。)</u>第四条第一項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事することとなる者が政令第四条第一項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。</p> <p>② また、<u>介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第百五十四号)附則第十八条第二項各号</u>に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。</p> <p>③ 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を</p>
--	--	---

<p>サービス基準条例第二百五十七条第一項  <b>三 指定特定福祉用具販売事業者</b> 第二百六十八条第一項</p> <p>(管理者)  <b>第二百五十二条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>		<p>併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。</p> <p>(2) 管理者(<u>基準条例第二百五十二条</u>)          訪問介護の場合と同趣旨であるため、<b>第三の一</b>〔訪問介護〕の1の(3)を参照されたい。</p> <p><b>第三の一の1 (3)</b>より          指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。</p>
--	--	---

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第二百五十三条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければ</p>	<p>(設備及び器材の基準)</p>	<p>① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p> <p>2 設備に関する基準 (<u>基準条例第二百五十三条及び基準規則第七十九条</u>)</p> <p>(1) <u>基準条例第二百五十三条</u>第一項に規定する必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具</p>
--	--------------------	---

<p>ならない。ただし、第二百六十一条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p> <p>2 前項の設備及び器材の基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス基準条例第二百三十九条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所におい</p>	<p><b>第七十九条</b> 条例第二百五十三条第二項の規則で定める同条第一項に規定する設備及び器材の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 福祉用具の保管のために必要な設備 イ及びロに定めるとおりとする。</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>二 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p>	<p>貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>(3) <b>基準規則第七十九条</b>第二項第一号ロは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。</p> <p>(4) <b>基準規則第七十九条</b>第二項第二号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、居宅<b>基準条例第二百六十一条</b>第二項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。</p>
--	--	--

<p>て一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第二百四十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p><b>第四節 運営に関する基準</b></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆基準条例第264条</p> <p><b>第九条</b> <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二百五十八条に規定する運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等) ☆基準規則第84条</p> <p><b>第四条</b> <u>条例第二百六十四条において準用する条例第九条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織(指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であって次に掲げる方法により提供する方法とする。</u></p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ <u>指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子</u></p>	<p><b>3 運営に関する基準</b></p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆第三の十一の3の(8)</p> <p><u>基準条例第九条及び基準規則第四条は、指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定福祉用具貸与事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意に</u></p>
--	---	---

	<p>             計算機に備えられたファイルに記録する方法              ロ <u>指定福祉用具貸与事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された<u>条例第二百六十四条</u>において準用する<u>条例第九条</u>に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第三項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)              ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法              2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。              3 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、重要事項を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なけ           </p>	<p>             ついては、利用者及び<u>指定福祉用具貸与事業者</u>双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。           </p>
--	---	--

<p>(提供拒否の禁止) ☆基準条例第 264 条          第十条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、正当な理由なく<u>指定福祉用具貸与</u>の提供を拒んではならない。</p>	<p>ればならない。          一 第一項各号に規定する方法のうち<u>指定福祉用具貸与事業者</u>が使用するもの          二 ファイルへの記録の方式          4 前項の規定による承諾を得た<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 提供拒否の禁止 ☆第三の十一の3の(8)  <u>基準条例第十条</u>は、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な<u>指定福祉用具貸与</u>を提供することが困難な場合である。</p>
--	---	---



<p>(サービス提供困難時の対応) ☆基準条例第 264 条</p> <p>第十一条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域</u> (当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)、<u>取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(受給資格等の確認) ☆基準条例第 264 条</p> <p>第十二条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。</u></p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するように努めなければならない。</u></p>		<p>(3) サービス提供困難時の対応 ☆第三の十一の3の(8)</p> <p><u>指定福祉用具貸与事業者は、基準条例第十条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合には、基準第十一条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</u></p> <p>(4) 受給資格等の確認 ☆第三の十一の3の(8)</p> <p>① <u>基準条例第十二条第一項は、指定福祉用具貸与の利用に係る費用につき保険給付を受けられるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第十二条第二項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されている</u></p>
--	--	--

<p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆基準条例第264条</p> <p>第十三条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。</u></p>		<p>ときは、<u>指定福祉用具貸与事業者は、これに配慮して指定福祉用具貸与を提供するように努めるべきことを規定したものである。</u></p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助 ☆第三の十一の3の(8)</p> <p>① <u>基準条例第十三条第一項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定福祉用具貸与の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第十三条第二項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該更新認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介</u></p>
---	--	--

護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(心身の状況等の把握) ☆基準条例第 264 条

第十四条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。))第二十六条第三項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携) ☆基準条例第 264 条

第十五条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸

<p><u>与</u>の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して<u>適切な相談又は助言</u>な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)          ☆基準条例第 264 条          第十六条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与</u>の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、<u>指定福祉用具貸与</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>(6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆第三の十一の3の(8)  <u>基準条例第十六条は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者は、指定福祉用具貸与</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、<u>指定福祉用具貸与事業者は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定福祉用具貸与</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>参考：「施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業者は、指定事業者(第一号イ)のほか、基準該</p>
---	--	--

<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆基準条例第 264 条</p> <p>第十七条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定福祉用具貸与</u>を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の変更の援助) ☆基準条例第 264 条</p> <p>第十八条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>当事業者(第一号ロ)も含む。</p> <p>参考:「施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画(ハ)及び被保険者(利用者)が自分で作成し、市町村に届け出た計画(ニ)をいう。</p> <p>(7) 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆第三の十一の3の(8)</p> <p><u>基準条例第十八条</u>は、<u>指定福祉用具貸与</u>を法定代理受領サービスとして提供するためには当該<u>指定福祉用具貸与</u>が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものであ</p>
--	--	---

(身分を証する書類の携行) ☆基準条例第 264 条  
第十九条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆基準条例第 264 条  
第二十条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

る。

(8) 身分を証する書類の携行 ☆第三の十一の3  
の(8)

基準条例第十九条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録 ☆第三の十一の3の  
(8)

① 基準条例第二十条第一項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

**第二百五十四条** 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

② 基準条例第二十条第二項は、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、基準条例第二百六十三条第二項の規定に基づき、当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 利用料等の受領

① 基準条例第二百五十四条第一項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割(法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与者は、現に要した

### 【第三の十一 福祉用具貸与】

費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

- ② 基準条例第二百五十四条第一項、第二項及び第四項は、指定訪問介護に係る基準条例第二十一条第一項、第二項及び第四項と同趣旨であるため、**第三の一〔訪問介護〕の3の(10)の①、②及び④を参照**されたい。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

**第三の一の3 (10)より**



<p>2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用</p>		<p>① <u>基準条例第二百五十四条</u>第一項は、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、法定代理受領サービスとして提供される<u>指定福祉用具貸与</u>についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割(法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>参考:法第五十条、第六十条、第六十九条第三項の規定とは、次のようなものである。</p> <p>ア 法第五十条、第六十条は、厚生労働省令(施行規則)で定める特別の事情(災害等)により、サービス費用の1割又は2割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。</p> <p>イ 法第六十九条第三項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。</p> <p>② <u>基準条例第二百五十四条</u>第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない<u>指定福祉用具貸与</u>を提供した際に、その利用者から支払を受ける利</p>
--	--	---

<p>基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>(支払を受けることができる費用)</p> <p><b>第八十条</b> 条例第二百五十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p>	<p>用料の額と、法定代理受領サービスである<u>指定福祉用具貸与</u>に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる<u>指定福祉用具貸与</u>のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が<u>指定福祉用具貸与</u>の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、<u>指定福祉用具貸与事業所</u>の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が<u>指定福祉用具貸与</u>の事業の会計と区分されていること。</p> <p>-----</p> <p>③ <u>基準条例第二百五十四条第三項及び基準規則第八十条の規定</u>は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、</p> <p>イ 通常の事業の実地地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>ロ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に</p>
--	--	---

<p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆基準 条例第 264 条</p>		<p>要する費用 については、<u>基準条例第二百五十四条第一項及び第二項</u>の利用料のほか、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>第三の一の3 (10)より</p> <p>④ <u>基準条例第二百五十四条第四項は、指定福祉用具貸与事業者は、基準条例第二百五十四条第三項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</u></p> <p>-----</p> <p>④ <u>基準条例第二百五十四条第五項は、利用者</u>がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。</p> <p>(11) 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆ 第三の十一の3の(8)</p>
--	--	--

第二十二條 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第二百五十五條 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十六條 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、第二百五十條に規定する基本方針及び前條に規定する基本取扱方

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第八十一條 條例第二百五十六條の指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。  
 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、條例第二百五十七條第一項に規定する福祉用

基準條例第二十二條は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

(2) 指定福祉用具貸与の基本取扱方針

基準條例第二百五十五條第二項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。

(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成

- ① 基準條例第二百五十六條及び基準規則第八十一條は、指定福祉用具貸与に係る福祉

<p>針に基づき、規則で定めるところによる。</p>	<p>具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p> <p>四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利</p>	<p>用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、<u>基準規則第八十一条</u>第四号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合であっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。</p> <p>② <u>基準規則第八十一条</u>第三号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明するものとする。</p> <p>なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。</p> <p>③ <u>基準規則第八十一条</u>第四号は、指定福祉</p>
----------------------------	---	--

	<p>用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。</p> <p>④ <u>基準規則第八十一条</u>第五号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なのかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
--	---	---

<p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p><b>第二百五十七条</b> 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十五条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用す</p>		<p>⑤ 福祉用具貸与計画の作成</p> <p>イ <u>基準条例第二百五十七条</u>の二第一項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。</p> <p>ロ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。</p> <p>        なお、福祉用具貸与計画の様式については、<u>事業所ごと</u>に定めるもので差し支えない。</p> <p>ハ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>        なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の</p>
--	--	---

【第三の十一 福祉用具貸与】

<p>る。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆基準条例第 264条 第二十七条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定 福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号の いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付し てその旨を市町村に通知しなければならない。</u> 一 正当な理由なしに<u>指定福祉用具貸与</u>の利用に</p>		<p>状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて作成されなければならないものであ り、サービス内容等への利用者の意向の反 映の機会を保障するため、福祉用具専門相 談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっ ては、その内容等を説明した上で利用者の 同意を得なければならない。また、当該福祉 用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画は、<u>基準条例 第二百六十三条第二項の規定に基づき、 当該指定福祉用具貸与を提供した日から 5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>ホ 居宅サービス計画に基づきサービス を提供している指定福祉用具貸与事業者 については、第三の一の3の(13)の⑥を 準用する。この場合において、「訪問介護 計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」 と読み替える。</u></p> <p>(14) 利用者に関する市町村への通知 ☆第三の 十一の3の(8) <u>基準条例第二十七条は、偽りその他不正な行 為によって保険給付を受けた者及び自己の故意 の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状 態又はその原因となった事故を生じさせるなどした 者については、市町村が、法第二十二條第一項</u></p>
--	--	--



<p>関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(管理者の責務) ☆基準条例第 264 条</p> <p>第五十七条 <u>指定福祉用具貸与事業所の管理者</u>は、<u>指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百五十八条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第八十二条 条例第二百五十八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業の目的及び運営の方針</li> <li>二 従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>三 営業日及び営業時間</li> <li>四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</li> </ul>	<p>に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、<u>指定福祉用具貸与事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</u></p> <p>(4) 管理者の責務 ☆第三の十一の3の(8)</p> <p><u>基準条例第五十七条は、指定福祉用具貸与事業所の管理者の責務を、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に基準条例の第十二章第四節(運営に関する基準)及び基準規則第八十条から第八十四条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</u></p> <p>(4) <u>運営規程(基準条例第二百五十八条及び基準規則第八十二条)</u></p> <p><u>基準条例第二百五十八条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、基準規則第八十二条第一号から第八号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけた</u></p>
--	--	---

	<p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 <u>苦情処理に関する事項</u></p> <p>七 <u>虐待防止に関する事項</u></p> <p>八 その他運営に関する重要事項</p>	<p><u>ものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額(<u>基準規則第八十二条</u>第四号)</p> <p>「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料(一割負担又は2割負担)、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、<u>基準規則第八十条</u>により徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式(利用期間に暦月による一月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録(<u>基準条例第二百六十二条</u>第二項に規定する目録をいう。)に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。</p> <p>② その他運営に関する重要事項(<u>基準規則第八十二条</u>第八号)</p> <p>(6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。</p>
--	--	---

第三の一の3 (17)より

〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

①・② 〔略〕

③ 通常の事業の実施地域（基準規則第八十二条第五号）

客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。

④ 苦情処理に関する事項（基準規則第七条第八十二条第六号）

苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること〔略〕。

⑤ 虐待防止に関する事項（基準規則第八十二条第七号）

従業者に対する研修、苦情処理の体制整備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指

すものであること〔略〕。

(5) 勤務体制の確保等 ☆第三の十一の3の(8)  
基準条例第百九条は、利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである〔略〕

第三の一の3 (8)より

② 準用される基準条例第百九条第一項及び第二項については、次の点に留意すること。

イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、基準条例第二百

(勤務体制の確保等) ☆基準条例第 264 条

第百九条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の、従業員によって指定福祉用具貸与を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

<p>(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第二百五十九条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防及び福祉用具に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>		<p><u>六十一条第三項の規定に留意すること。</u></p> <p>(5) 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等( <u>基準条例第二百五十九条</u> )</p> <p><u>基準条例第二百五十九条は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</u></p> <p>① <u>同条第一項は、福祉用具の種類が多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。</u></p> <p>② <u>同条第二項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自</u></p>
---	--	--

<p>(福祉用具の取扱種目)</p> <p><b>第二百六十条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p><b>第二百六十一条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この</p>		<p><u>立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に務めなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(6) 衛生管理等 (<u>基準条例第二百六十一条</u>)</p> <p>① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。</p> <p>なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理(分解洗浄、部品交換、動作確認等)が確実に実施されるよう、特に留意すること。</p> <p>② <u>基準条例第二百六十一条</u>第三項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者(当該指定福祉</p>
---	--	---

【第三の十一 福祉用具貸与】

<p>場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>		<p>用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。)に行わせる指定福祉用具貸与事業者(以下この項において「指定事業者」という。)は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約(当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規定等)において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。</p> <p>イ 当該委託等の範囲</p> <p>ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務(以下「委託等業務」という)が<u>基準条例第十二章</u>第四節の運営基準〔福祉用具貸与の運営基準〕<u>及び基準規則第八十条から第八十四条</u>に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨</p> <p>ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨</p> <p>ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、<u>所要</u>の措置を講じる</p>
--	--	---

<p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p><b>第二百六十二条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p>		<p>よう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨</p> <p>へ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>③ 指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。</p> <p>④ 指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行われなければならない。</p> <p>⑤ <u>指定福祉用具貸与事業者は、<b>基準条例第二百六十三条第二項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間</b>保存しなければならない。</u></p>
---	--	--



<p>(秘密保持等) ☆基準条例第 264 条</p> <p>第三十五条 <u>指定福祉用具貸与事業所の従業者</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、当該<u>指定福祉用具貸与事業所</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>		<p>(21) 秘密保持等 ☆第三の十一の3の(8)</p> <p>① <u>基準条例第三十五条第一項は、指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員</u>その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② <u>基準条例第三十五条第二項は、指定福祉用具貸与事業者</u>に対して、過去に当該<u>指定福祉用具貸与事業所</u>の<u>福祉用具専門相談員</u>その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、当該<u>指定福祉用具貸与事業所</u>の<u>福祉用具専門相談員</u>その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ <u>基準条例第三十五条第三項は、福祉用具専門相談員</u>がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から</p>
--	--	---

<p>(広告) ☆基準条例第 264 条 第三十六条 <u>指定福祉用具貸与事業者は指定福祉用具貸与事業所</u>について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆ 基準条例第 264 条 第三十七条 <u>指定福祉用具貸与事業者は</u>、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆基準条例第 264 条 第三十八条 <u>指定福祉用具貸与事業者は</u>、提供した<u>指定福祉用具貸与</u>に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆第三の十一の3の(8) <u>基準条例第三十七条は</u>、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、<u>指定福祉用具貸与事業者は</u>、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p> <p>(23) 苦情処理 ☆第三の十一の3の(8) ① <u>基準条例第三十八条第一項</u>にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの</p>
---	--	---

内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

② 基準条例第三十八条第二項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定福祉用具貸与事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定福祉用具貸与事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、基準条例第二百六十三条第二項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、当該福祉用具貸与を提供した日から5年間保存しなければならない。

③ 基準条例第三十八条第三項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定福祉用具貸与事業者に対する苦情に関する

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

<p>い。</p> <p>4 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、提供した<u>指定福祉用具貸与</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆基準条例第 264 条 第三十九条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定福祉用具貸与</u>に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>		<p>調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>(24) 地域との連携 ☆第三の十一の3の(8) <u>基準条例第三十九条</u>は、<u>基準条例第四条</u>第二項の趣旨に基づき、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、市町村が、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う<u>事業等</u>が含まれるものである。</p>
---	--	--

<p>(事故発生時の対応) ☆基準条例第 264 条  <u>第四十条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p>		<p>(25) 事故発生時の対応 ☆第三の十一の3の(8)  <u>基準条例第四十条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>また、利用者に対する<u>指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>なお、<u>基準条例第二百六十三条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。</u></p> <p>② <u>指定福祉用具貸与事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償</u></p>
--	--	---

保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

- ③ 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(26) 会計の区分 ☆第三の十一の3の(8)

基準条例第四十一条は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、次の関係通知等によるものとする。

- ① 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成二十四年三月二十九日 老高発〇三二九第一号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
- ② 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成十三年三月二十八日 老振発第十八号 厚生労働省老健局振興課長通知)
- ③ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成十二年三月十日 老計第八号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)

(会計の区分) ☆基準条例第 264 条

第四十一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<p>(記録の整備)</p> <p><b>第二百六十三条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録を整備し、<u>その完結の日(当該指定福祉用具貸与を提供した日をいう。)</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p><u>(暴力団関係者の排除) ☆基準条例第 264 条</u>  <u>第四十三条 指定福祉用具貸与事業者は、その運営について、暴力団関係者(大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。)</u></p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p> <p><b>第八十三条</b> 条例第二百六十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 福祉用具貸与計画</p> <p>二 条例第二百六十四条において準用する条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第二百六十一条第四項に規定する結果等の記録</p> <p>四 条例第二百六十四条において準用する条例第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 条例第二百六十四条において準用する条例第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 条例第二百六十四条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(7) 記録の整備</p> <p><u>基準条例第二百六十三条及び基準規則第八十三条の規定</u>により、整備すべき記録は以下のとおりであること。</p> <p>① 福祉用具貸与計画</p> <p>② 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録</p> <p>③ 3の(6)〔衛生管理等〕の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書</p> <p>④ 準用される<u>基準条例第二十七条</u>に係る市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 準用される<u>基準条例第三十八条</u>第二項に係る苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 準用される<u>基準条例第四十条</u>第二項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(27) 暴力団関係者の排除 ☆第三の十一の3の(8)</u>  <u>基準条例第四十三条は、指定福祉用具貸与事業所を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。</u></p>
--	---	--

<p><u>支配を受けてはならない。</u></p> <p>(準用)☆「基準第 264 条」と記載した条で読み替え                  第二百六十四条 第九条から第二十条まで、第二十二                  条、第二十七条、第三十五条から第四十一条                  まで、第四十三条、第五十七条並びに第百九条第                  一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の                  事業について準用する。この場合において、第九条                  中「第三十条」とあるのは「第二百五十八条」と、                  「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談                  員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下                  同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第                  二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は                  助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは                  「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは                  「利用者」と、第二十条中「提供日及び内容」とある                  のは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品                  名」と、第二十二条中「内容」とあるのは「種目、品                  名」と、第百九条第二項中「処遇」とあるのは「サー                  ビス利用」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)☆「基準第 84 条」と記載した条で読み替え                  第八十四条 第四条の規定は、指定福祉用具貸与                  の事業について準用する。この場合において、同条                  第一項中「第九条」とあるのは、「第二百六十四条                  において準用する条例第九条」と読み替えるものと                  する。</p>	<p><u>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者                  及び役員等について暴力団関係者が含まれては                  ならず、また、その運営について、暴力団関係者                  に少しでも有益な行為を行ってはならないこととし                  たものである。(以下略)</u></p> <p>(8) 準用 ☆                  基準条例第二百六十四条及び基準規則第八                  十四条の規定により、<u>基準条例第九条から第二                  十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五                  條から第四十一条まで、第四十三條、第五十七                  條、第百九條第一項及び第二項並びに基準規則                  第四條</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業につ                  いて準用されるため、第三の一〔訪問介護〕の3の                  (1)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(27)ま                  で、第三の二〔訪問入浴介護〕の3の(4)並びに第                  三の六〔通所介護〕の3の(5)を参照されたい。この                  場合において、次の点に留意するものとする。                  ① <u>基準条例第十一条中「以下同じ。）」</u>とあるの                  は「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、  <u>第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは</u>                  「適切な相談又は助言」と、<u>第十九条中「初回                  訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第                  二十条中「提供日及び内容」とあるのは「提供                  の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、  <u>第二十二條中「内容」とあるのは「種目、品名」</u>                  と、<u>第百九條第二項中「処遇」とあるのは「サー</u></u></p>
--	---	---



<p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百六十五条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）</p>	<p>第二節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	<p>ビス利用」と読み替えられるものであること。</p> <p>② 準用される<u>基準条例第百九条</u>第一項及び第二項については、次の点に留意すること。</p> <p>イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。</p> <p>ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、<u>基準条例第二百六十一条</u>第三項の規定に留意すること。</p> <p>4 基準該当福祉用具貸与に関する基準</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員に関する事項 (<u>基準条例第二百六十五条</u>)</p> <p>基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与の事業とが、同一の事業</p>
---	-----------------------------	--

<p>の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p> <p>2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準条例第二百五十四条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（準用）☆「基準第 266 条」と記載した条で読み替え  <u>第二百六十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條から第四十一条まで、第四十三條、第五十七條、第九條第一項及び第二項、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條並びに第四節（第二百五十四条第一項及び第二百六十四條を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九條中「第三十條」とあるのは「第二百五十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「以下同</u></p>	<p>（準用）☆「基準第 85 条」と記載した条で読み替え  <u>第八十五条 第四条、第七十九條から第八十三條までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九條」とあるのは「第二百六十六條において準用する條例第九條」と、第七十九條中「第二百五十三條第二項」とあるのは「第二百六十六條において準用する條例第二百五十三條第二項」と、第八十條中「第二百五十四條第三項」とあるのは「第二百六十六條において準用する條例第二百五十四條第三項」と、第八十一條中「二百五十六條」とあるのは「第二百六十六條において準用する條例第二百五十六條」と、同條第一号中「第二百五十七</u></p>	<p>所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防福祉用具貸与事業所で福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、基準該当福祉用具貸与事業所での員数を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(2) 準用  <u>基準条例第二百六十六條及び基準規則第八十五條の規定により、基準条例第九條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條、第五十七條、第九條第一項及び第二項、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條及び第四節（第二百五十四條第一項及び第二百六十四條を除く。）並びに基準規則第四條及び第七十九條から第八十三條までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるた</u></p>
--	--	--

<p>じ。))とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第九十九条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>条第一項」とあるのは「第二百六十六条において準用する条例第二百五十七条第一項」と、第八十二条中「第二百五十八条」とあるのは「第二百六十六条において準用する条例第二百五十八条」と、第八十三条中「第二百六十三条第二項」とあるのは「第二百六十六条において準用する条例第二百六十三条第二項」と、同条第二号中「第二百六十四条」とあるのは「第二百六十六条」と、同条第三号中「第二百六十一条第四項」とあるのは「第二百六十六条において準用する条例第二百六十一条第四項」と、同条第四号から第六号までの規定中「第二百六十四条」とあるのは「第二百六十六条」と読み替えるものとする。</p>	<p>め、第三の一〔訪問介護〕の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(27)まで、第三の二〔訪問入浴介護〕の3の(4)、第三の六〔通所介護〕の3の(5)並びに第三の十一〔福祉用具貸与〕の1((1)の③を除く。)から3までを参照されたい。なお、この場合において、準用される<u>基準条例第二百五十四条第二項</u>の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、ならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90又は100分の80を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p>
---	--	---